



保医発第0405001号  
平成14年4月5日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
各 国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

#### 急性期入院加算を算定している保険医療機関に係る入院料の届出について

入院料に係る届出については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308002号）等により取り扱われているところであるが、平成14年3月31において急性期病院加算を算定している保険医療機関が、同年4月1日から急性期入院加算を算定しようとする場合における取扱いについては、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

- 1 平成14年4月25日までに、「診療録管理体制加算に係る届出書」の提出があり、同月30日までに要件審査を終え届出が受理されたものについては、同月1日に遡って急性期入院加算を算定できるものとする。
- 2 この場合における診療録管理体制加算に係る実績については、届出前の2週間の実績を有していれば足りるものとする。
- 3 ただし、診療録管理体制加算を算定しようとする場合は、1月の実績をもって、再度、所要の届出を行う必要があるものとし、平成14年4月1日から算定することはできないものとする。